

○土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第4（略）</p> <p>第5 事業の採択等 1（略）</p> <p>2 本事業の実施の要件 本事業の実施に当たっては、<u>それぞれ</u>次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p><u>(1) 一般型</u></p> <p><u>ア</u> 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。</p> <p><u>イ</u> 事業実施により復旧される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p><u>(ア)</u> 復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるもの</p> <p><u>(イ)</u> 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。</p> <p><u>ウ</u> 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</p> <p><u>(2) 基幹施設型</u></p> <p><u>ア</u> 事業実施により復旧されるダム、頭首工、排水機場及び排水樋門の末端支配面積がおおむね5,000ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするもの）にあっては2,000ヘクタール以上のものであること。</p> <p><u>イ</u> 事業実施により復旧される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p><u>(ア)</u> 復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。</p> <p><u>(イ)</u> 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。</p> <p><u>ウ</u> 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</p>	<p>第1～第4（略）</p> <p>第5 事業の採択等 1（略）</p> <p>2 本事業の実施の要件 本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p><u>(1) 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。</u></p> <p><u>(2) 事業実施により復旧される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>ア</u> 復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。</p> <p><u>イ</u> 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。</p> <p><u>(3) 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。</u> (新設)</p>

改正後	現行
<p>3～5 (略)</p> <p>第6 事故報告</p> <p>第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業の実施が必要な場合には、当該施設に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事務所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に対し、事故発生後1週間以内に農村振興局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。<u>ただし、事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の時日を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第7 事業の実施</p> <p>1 地方農政局長等は、第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業を実施するときは、応急工事計画（法第87条の5第1項に規定する応急工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類（以下「事業計画書等」という。）を、現地調査の上、事故発生後30日以内に作成し、農林水産大臣に報告するものとする。<u>ただし、復旧工事等を検討するための国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第2に掲げる調査をいう。）等の実施により応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第13 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第6 事故報告</p> <p>第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業の実施が必要な場合には、当該施設に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事務所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に対し、事故発生後1週間以内に農村振興局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。</p> <p>第7 事業の実施</p> <p>1 地方農政局長等は、第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業を実施するときは、応急工事計画（法第87条の5第1項に規定する応急工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類（以下「事業計画書等」という。）を、現地調査の上、事故発生後30日以内に作成し、農林水産大臣に報告するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第13 (略)</p>

改正後	現行
<p>別表(第11関係)</p> <p>事業の概要</p> <p>都府県において行われるもの</p> <p>2/3 (一般型) 70/100 (基幹施設型)</p> <p>75/100</p> <p>北海道及び離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)において行われるもの</p> <p>沖繩県において行われるもの</p> <p>90/100</p> <p>奄美群島(奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域をいう。)において行われるもの</p> <p>90/100</p> <p>国の負担割合</p>	<p>別表(第11関係)</p> <p>事業の概要</p> <p>都府県において行われるもの</p> <p>2/3 (新設)</p> <p>75/100</p> <p>北海道及び離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)において行われるもの</p> <p>沖繩県において行われるもの</p> <p>90/100</p> <p>奄美群島(奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域をいう。)において行われるもの</p> <p>90/100</p> <p>国の負担割合</p>

附 則

この通知は、令和4年10月14日から施行し、令和4年5月15日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。